

豊島区新型インフルエンザ対策行動計画【概要版】

及び

国：新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）より抜粋
個人及び一般家庭・コミュニティ・区における感染対策に関するガイドライン
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

平成19年5月

豊 島 区

豊島区新型インフルエンザ対策行動計画【概要版】

豊島区新型インフルエンザ対策行動計画【概要版】

1 新型インフルエンザ対策行動計画策定の趣旨

○世界保健機構（WHO）・・・
新型インフルエンザの出現可能性について、「かつてないほど高まっている」と警告

しかし、ほとんどの人が新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていない

世界的な大流行（パンデミック）となり、社会的・経済的に大きな影響

○豊島区・・・

- ・人口密度が高い
- ・商業施設・業務ビルが集積
- ・外国人登録者数が多く、自国との行き来が多い
- ・海外から観光客が多数訪れる
- ・宿泊施設や飲食店、観光施設が多い

海外から新型インフルエンザウイルスが持ち込まれる可能性が高い

○国（厚生労働省）・東京都・・・
新型インフルエンザ対策として、行動計画・ガイドライン・マニュアル等を策定

○感染の拡大防止対策が非常に重要・・・豊島区
「豊島区新型インフルエンザ対策行動計画」
「豊島区新型インフルエンザ対策マニュアル」
を策定

2 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物の間の中から種の壁を越えて、それまでヒトに感染しなかったトリのA型インフルエンザウイルスが突然変異し、ヒトへ感染し、ヒトからヒトに感染するようになった新たなインフルエンザウイルスのこと。

【20世紀に発生した新型インフルエンザ】

「スペインかぜ」(1918年)、「アジアかぜ」(1957年)、「香港かぜ」(1968年)

3 発生段階

国では、世界保健機構のパンデミックフェーズの定義に準じて、6つのフェーズに分類。

国内では発生していない場合	国内で発生した場合
A	B

現段階は、フェーズ3 A（ヒトへの新しい亜型のインフルエンザの感染は確認されているが、ヒトからヒトへの感染はなく、感染の拡大がみられない国内非発生）である。

4 流行予測

豊島区民の約30%が感染すると想定した場合の新型インフルエンザの流行予測(豊島区の数値は、東京都の人口から按分)は、次のとおりである。

被害	分類	患者数等（東京都）	患者数等（豊島区）
流行予測による健康被害	外来患者数	約378万5千人	約7万6千人
	入院患者数	約29万人	約6千人
	死亡者数（中程度：致死率0.53%を参考に算出）	約1万4千人	約300人
流行予測によるピーク時の健康被害	1日新規外来患者数	約5万人	約1千人
	1日最大患者数	約37万3千人	約8千人
	1日新規入院患者数	約3千8百人	約80人
	1日の最大必要病床数	約2万6千人	約550床

国は行動計画において、医療機関を受診する患者数を全人口の25%、約2,500万人と推計している。

5 豊島区各部局の主な対応・役割

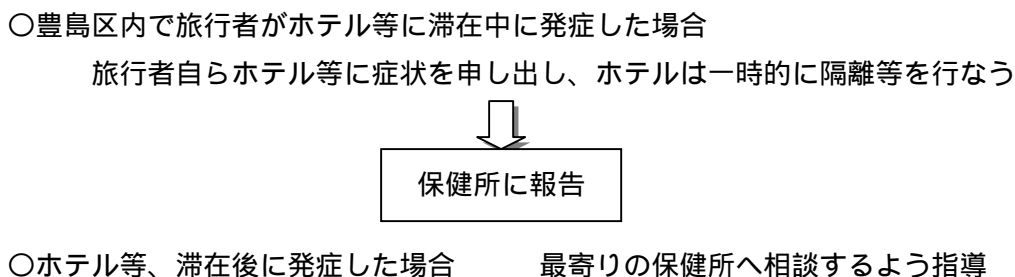
部局名	主な対応・役割
政策経営部	・情報提供（報道機関の対応）に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策会議、新型インフルエンザ対策本部、新型インフルエンザ対策調整会議等に関すること ・公共交通機関・ライフライン事業者との連絡等に関すること ・大規模流行期における公共交通機関の運行縮小に関すること ・国、他自治体との連携（他部局に係るものを除く）に関すること ・情報提供に関すること ・相談体制の整備（各部局との連携等）に関すること ・社会活動及び事業活動等の自粛要請等（他部局に係るものを除く）に関すること ・区民の安全・安心（他部局に係るものを除く）に関すること ・遺体の処理（他部局に係るものを除く）に関すること ・区職員の感染予防等に関すること
区民部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（町会・自治会等の広報）に関すること ・区民相談に関すること ・食糧及び生活必需品の安定供給等（他部局に係るものを除く）に関すること
文化商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・私立専修学校等の感染予防等（注意喚起・対応要請等）に関すること （注：私立学校等について、東京都生活文化スポーツ局でも感染予防等を実施） ・食糧及び生活必需品の安定供給等（他部局に係るものを除く）に関すること ・企業の事業活動の自粛等（他部局に係るものを除く）に関すること
清掃環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の使用抑制に関すること ・ごみの排出抑制に関すること
子ども家庭部	・区立・私立保育園等における感染予防に関すること
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における感染防止に関すること ・高齢者・障害者等の支援に関すること
池袋保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生状況の把握に関すること ・新型インフルエンザの感染予防等の広報（他部局に係るものを除く）に関すること ・区民、医療機関等からの相談（他部局に係るものを除く）に関すること ・新型インフルエンザウイルスの検査に関すること ・感染症法（積極的疫学調査等）に関すること ・外来医療、入院医療等の医療体制に関すること ・患者搬送に関すること ・抗インフルエンザウイルス薬に関すること ・福祉施設における感染防止に関すること ・高齢者・障害者・外国人等の支援に関すること ・国・都及び他自治体等との連携（他部局に係るものを除く）に関すること ・海外渡航者への感染予防等に関すること ・水際対策（東京検疫所との連携・協力）に関すること ・遺体の処理、埋葬法関連（他部局に係るものを除く）に関すること ・上下水道に関すること
土木部	・遺体の埋葬地の確保等（他部局に係るものを除く）に関すること
教育委員会	・区立幼稚園・小中学校の感染予防等に関すること

6 新型インフルエンザの発生段階に応じた主な対策

発生段階 フェーズ	発生前期 1～3 A・B	海外発生期 4～6 A	国内発生期 4 B	都内流行期		大規模 流行期	流行 終息期
	前期 5 B		後期 6 B				
対策	ヒト-ヒト感染が認められない（新型インフルエンザ未発生）	海外でヒト-ヒト感染発生（海外で新型インフルエンザ発生確認）	国内（都内）で発生確認 （パンデミックアラート期）	都内で小集団での発生確認	急速に感染拡大（パンデミック期）	流行予測を超えた大流行	流行終息に向かう（後パンデミック期）
1 豊島区新型インフルエンザ対策会議の開催	豊島区新型インフルエンザ対策行動計画検討会議 移行 豊島区新型インフルエンザ対策会議開催	池袋保健所新型インフルエンザ対策本部設置 豊島区新型インフルエンザ対策本部設置	豊島区新型インフルエンザ対策本部設置	必要に応じて、豊島区新型インフルエンザ対策会議を開催			解散 豊島区新型インフルエンザ対策本部解散
2 豊島区新型インフルエンザ対策調整会議の開催	調整会議の開催（相談体制の検討）	調整会議の開催（相談体制の強化、情報管理部門）	調整会議の開催（集会・企業活動自粛等）	調整会議の開催（交通機関の運行縮小、遺体処理等）	大規模集客施設へ連絡 公共機関・ライフライン事業者との連絡		
3 サーベイランス 注：疾病の発生状況等の継続的な監視	高病原性鳥インフルエンザの防疫、ヒトへの感染防止	新型インフルエンザ情報の収集	新型インフルエンザ対策アラートによる患者の早期発見	定点報告の週報から日報化			
4 情報提供	新型インフルエンザの基本的知識等の提供	情報管理部門の設置 海外での発生状況・予防策の提供 「咳エチケット」「うがい・手洗い敢行」啓発	発生宣言 国内（都内）・海外での発生状況・予防策の提供 不要不急の外出自粛要請	流行警戒宣言 外出・集会・事業活動等の自粛要請 公共事業・ライフラインの確保要請	緊急事態宣言 交通機関の運行縮小要請		終息宣言 各種自粛要請の解除
5 相談体制	相談マニュアル等の策定	発熱専門相談窓口の設置 発生国からの帰国者等からの相談	相談体制の強化	相談体制の強化			相談体制の縮小

発生段階 フェーズ	発生前期 1～3 A・B	海外発生期 4～6 A	国内発生期 4 B	都内流行期		大規模 流行期	流 行 終息期
				前期 5 B	後期 6 B		
対策	ヒトーヒト感染が認められない（新型インフルエンザ未発生）	海外でヒトーヒト感染発生（海外で新型インフルエンザ発生確認）	国内（都内）で発生確認（パンデミックアラート期）	都内で小集団での発生確認	急速に感染拡大（パンデミック期）	流行予測を超えた大流行	流行終息に向かう（後パンデミック期）
6 ウイルス 検査	検査資器材の確保	帰国者からの検査	ウイルス検査の実施	検査体制の強化			検査体制の縮小
7 医療物資 の確保と 活用	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用計画の策定 二次感染防止のための個人防護具等医療資器材の確保	抗インフルエンザ薬の適正使用の要請	抗インフルエンザウイルス薬の患者及び医療従事者への投与		優先順位に基づく抗インフルエンザウイルス薬の投与	ワクチン接種 注：製造され次第、ワクチン接種計画に基づき接種	
8 医療体制	診療可能医療機関の確保等	発症に備えた病床確保（東京都）	徹底した封じ込め対策（感染症指定医療機関での入院医療） 発熱センター・発熱外来の設置準備	入院病棟の確保（東京都）、発熱センター開設	発熱センター・発熱外来での診療・重症患者への対応（患者数が増加した場合、区民センター等に「発熱センター」・医療機関に「発熱外来」を設置し、一般患者と新型インフルエンザ患者が接触しない診断を実施（入院を要する重症患者については、医療機関で対応）		通常医療体制へ移行
9 防疫体制	感染予防マニュアル等の作成 疫学調査員に対する季節性インフルエンザのワクチン接種勧奨	積極的疫学調査の実施（感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者（疑似症含む）及び接触者に対し、原因究明・感染源把握・喫食調査・健康調査を行なう。 注：新型インフルエンザワクチン接種計画に基づき接種		患者接触者等に対する入院または自宅待機等の勧告・不要不急の外出自粛要請			
10 社会活動 の制限、 区民生活 の確保等		各家庭における食糧・水・日用品・医療品の備蓄	不要不急の外出自粛要請 学校の臨時休業等の要請		外出・集会・事業活動等の自粛要請、公共機関、ライフラインの確保要請、遺体に対する適切な処置 高齢者等への支援、ごみの排出抑制、区民の安全・安心対策	交通機関の運行縮小要請	各自粛要請の解除

8 ホテル・旅館・飲食店及び観光関係施設の対策



豊島区新型インフルエンザ対策本部の対応（詳細：国「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成19年3月26日）

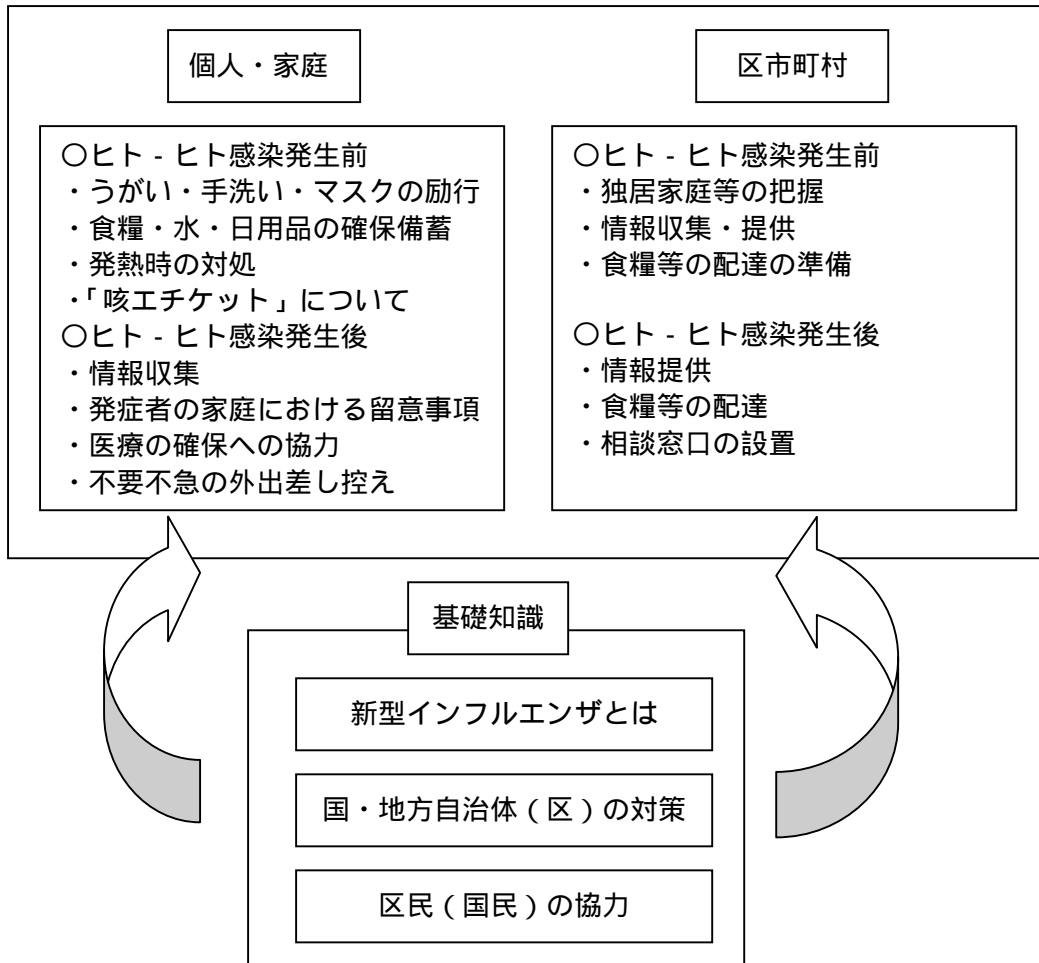
- 1 情報提供
 営業者、従事者への新型インフルエンザ発生状況等の情報提供
- 2 事業主による発生国旅行者等の把握の徹底について指導・要請
 旅館・ホテル等の場合、宿泊者名簿への正確な記載（国籍・住所・氏名・旅行歴等）を指導
- 3 事業主による施設従事者の健康管理の徹底について指導・要請
 新型インフルエンザと鑑別が困難であるため、季節性インフルエンザの予防接種の勧奨
 38 以上の発熱等インフルエンザ様症状のある施設従事者の勤務自粛要請
 38 以上の発熱等インフルエンザ様症状のある施設従事者及びその家族に対して、管轄保健所への速やかな連絡の要請
- 4 施設利用の制限の協力要請等
 38 以上の発熱等インフルエンザ様症状のある者への施設利用の自粛
 区内封じ込め可能レベルになった場合、集会や宴会等の受け入れについて自粛要請
 区内封じ込め困難レベルになった場合、集会や宴会等の受け入れ禁止を勧告
 区内大発生レベルになった場合、集会や宴会等の受け入れ禁止を勧告
- 5 施設における患者（インフルエンザ症状を有する者）発生時の指導・要請
 患者にマスクを着用のうえ、個室での隔離を指導
 患者の同意を得たうえで、保健所への連絡を指導
 接触する従業員の制限、感染予防を指導
 保健所の指示による医療機関への移送を指導
 集会や宴会等の自粛要請（必要な場合）
- 6 患者発生についての公表
 国や東京都と相談のうえで公表する。あらかじめ、施設営業者、患者に公表する趣旨を説明する。

国：新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）より抜粋
個人及び一般家庭・コミュニティ・区における感染対策に関するガイドライン
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
新型インフルエンザ専門家会議 平成19年3月26日

個人及び一般家庭・コミュニティ・区市町村における感染対策

国：個人及び一般家庭・コミュニティ・区市町村における感染対策に関するガイドライン

(平成19年3月26日)



基礎知識

新型インフルエンザとは・・・1ページ参照

国・地方自治体（区）の対策・・・1～4ページ参照

区民（国民）の協力

○ヒト - ヒト感染が発生した場合には、感染者に近距離で接触することによって広がるため、区民（国民）ひとり一人が協力して、自分たちの地域を守る心構えが肝要

○感染拡大の開始前後、感染が広がりつつあるとき、国及び地方自治体は区民（国民）ひとり一人に求められる対策について広報を行なうので、その情報の入手

新型インフルエンザ発生前に準備すべきこと

1 個人・家庭レベル

(1) 新型インフルエンザの対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上

- 通常のインフルエンザは、感染した人の咳・くしゃみ・唾等の飛沫とともに放出されたウイルス、またはそれらの飛沫が乾燥して空気中を漂っているウイルスを吸い込むことにより感染する。
- 熱・咳・くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けること、このような人と接する場合には、マスクを着けることが重要である。咳・くしゃみを抑えた手等、直ちに洗うことが必要である。外出後のうがいや手洗いの励行、流行地への渡航・人込み等への外出を控えることも重要である。また、十分な休養を取り、体力や抵抗力を高めて、日頃からバランスよく栄養を摂取し、規則正しい生活を送り、感染し難い状態を保つことが大切である。
- 麻しん(はしか)や通常のインフルエンザ等の発熱性疾患については、法に基づく予防接種を行ない、新型インフルエンザとの重複感染を予防する。
- 新型インフルエンザは、何時発生するかは予測できず、また発生時の状況も想定できない。重大な事態になることも想定して、あらかじめ準備を行ない、今後の状況に注意する。

「咳エチケット」

- 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる
- 呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュをすぐに蓋付の廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- 咳をしている人にマスクの着用を促す。マスクはより透明性の低いもの、例えば医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルス拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられる。一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。
- マスクの装着は、説明書をよく読んで正しく着用する。

(2) 家庭で大流行(パンデミック)になった時の対応を相談

- 新型インフルエンザが日本国内や地域で広がり始めたときに、その影響を最小限とするために、感染した時の自主的自宅待機、家族が感染した時、他の家族の自主的自宅待機、一定期間の学校閉鎖、集会等の延期、地域で人との接触機会を少なくするために外出を控えるような呼びかけが考えられる。
- 勤務先の企業等でも、事業を継続するため、または事業所内での感染拡大を防止するために、時間差勤務・電話会議・交代勤務等の対応を考える。
- パンデミックは日本だけではなく、海外においても発生するため、海外で大流行することで輸入が減少・停止し、生活必需品も手に入り難くなる。
- こうしたことを考慮し、本人や家族が感染した場合の自宅待機、学校閉鎖、勤務状況の変更等の場合を想定して、家庭内の役割や連絡等の計画をしておくこと。
- パンデミック時には、感染を防止するため不要不急の外出を自粛することが原則であ

るため、外出しなくとも十分な食糧等を最低限（2週間程度）準備する。

2 豊島区への対応（参考）

（1）独居家庭等の把握

- 区は町会・自治会等と連携して、独居家庭や高齢者世帯、障害者世帯等の把握
- 新型インフルエンザの在宅患者を見回るために必要な個人防護具等の備蓄等

（2）情報収集・提供

- 地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制の整備
- 感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように広報等を通じた啓発

（3）食糧等の配達準備

- 区が生活必需品の配達等の検討や計画の策定
- 社会的弱者に対して、保健福祉部局等との連携

ヒト・ヒト感染発生時以降にとるべき対応（新型インフルエンザ発生時）

1 個人・家庭レベル

（1）情報収集

- 情報には、国・豊島区等の提供する情報、企業が提供する提供（商業ベースのものとは違うものがある）、マスコミが提供する情報、噂・デマ情報等があり、媒体も広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネット等様々である。
- 情報の中には、信憑性や根拠に問題があるものもあり、特に噂は虚偽のものが多いことが多く、こうした情報を過度に信用してパニックにならないように正確な情報の収集、冷静な対応が求められる。
- 医療や治安、ライフラインの維持等が途絶えると直ちに日常生活に深刻な影響を与える。そのため、新型インフルエンザ流行前に接種するプレパンドミックワクチンについては、社会機能維持者に優先的に打たれる可能性を理解する。

2 家族が発症（発症が疑われる症状を有する場合も含む）

（1）地域で患者数が少ない場合

- 発熱・咳・全身痛等、通常のインフルエンザ様症状を有する場合、事前連絡なく近くの医療機関を受診すると、待合室等で他の患者を感染させてしまう可能性がある。発生地から帰国等の事情がある場合には、特に注意する。この場合、まず池袋保健所（発熱相談センター）に連絡し、東京都が指定する医療機関等（感染症外来診療協力医療機関等）を受診する。保健所等から情報提供があるので確認すること。
- 特に自身が発熱・咳・喉の痛み等の「かぜ症状」を有する場合には、新型インフルエンザかどうかに関わらず、検査をしないとわからないため、東京都が指定する医療機関を受診する必要がある。受診時や外出時等、咳をするときには「咳エチケット」に十分注意することを心掛ける。
- 地域で広がっていない場合には、患者に接触した人は自宅待機を要請されることがある。また、状況に応じて、保健所より連絡等があるので注意する。

(2) 地域で広がり始めた場合

- 新型インフルエンザの発生状況によるが、パンデミック時において軽度の患者は自宅療養することになり、家族内での二次感染を防止するため、手洗い・うがい等を励行し、患者本人や家族はマスクを付け「咳エチケット」等を心掛ける。患者はできるだけ個室で静養し、家族の居室と区別する等の工夫が必要である。また、消毒について、消毒用アルコールが有効であるため、家庭内の消毒に用いることを勧める。
- 本人または家族の誰かが発症した場合、近所や勤務先、友人等に感染させないように、一定期間の自宅待機が要請されることがあり、理解が必要である。

(3) すべての家庭において

- 新型インフルエンザに限らず、発症者に対する偏見や差別は慎む。
- 学校が休校になることがあり、子供たちが地域で集まらないようにし、地域で接触しないようにする必要がある。
- パンデミック時、感染していない人がマスクをする効果については、共通認識は得られていないが、発症した人がマスクをすることで人に感染させない効果は認められているので、自分が発症したときのためにマスクは確保しておく。
- 住んでいる町会や自治会等のコミュニティに協力する。コミュニティは食糧をはじめとして物資の配達拠点になることが想定されている。自身と同時に、コミュニティの安全を守ることが必要である。

(4) 医療確保の協力

- 発熱センター・発熱外来の設置
- パンデミック時には、一時的に大量の医療に対する需用があるため、医師や医療従事者、薬剤・医療資器材の供給体制等、医療体制が脆弱になることが想定される。
- 同時に、生命に関わる救急患者等の継続的な治療が必要な患者がいる。
- こうしたことから、不要不急の医療機関の受診、軽症での救急車要請を控えて、通常医療の確保に協力する。

* 発熱センター

発熱を有する患者からの相談を受ける施設。池袋保健所付近に設置する。

* 発熱外来

発熱を有する患者に対し、直接、通常の外來を受診するのではなく、他の症状の患者から隔離した場所で外來診察を行なう。新型インフルエンザの感染・発症が否定されれば、通常の外來診察となり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等に入院措置等となる。

(5) 不要不急の外出の差し控え

- 感染の拡大を回避するため、食糧等の生活必需品の買出し、独居家庭の見回り等を除く、不要不急の外出を自粛する。

3 豊島区の対応(参考)

情報提供、食糧等の配達、相談窓口の設置

事業者・職場における新型インフルエンザ対策

国：事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン(平成19年3月26日)

新型インフルエンザの基本的知識・・・1ページ参照

○発生前の準備

- 危機管理体制の確認(対策本部の設置、連絡体制の構築)
- 情報収集及び周知方法の確立 業務運営体制の検討
- 感染予防の事前措置(手洗いの励行、在宅勤務等の業務形態の検討など)
- 物品の備蓄(マスク、手袋、手指消毒アルコール)
- 社会機能維持にかかわる事業における業務継続の検討(業務継続の観点から運営体制を検討)



○発生直後の対応

- 情報収集及び周知
- 感染拡大の予防措置(会議、会合、研修等を中止または延期、電話会議等)
- 海外勤務・海外出張する従業員等への感染予防のための措置
- 感染国の従業員等及びその家族の退避、海外出張の是非等を検討
- 予防的措置の啓発(「咳エチケット」、健康状態の自己把握等)



○感染拡大時の対応

- 情報収集及び周知
- 業務運営体制の検討(必要に応じた業務の縮小、従業員等の自宅待機等)
- 感染拡大予防の検討
- 予防的措置の啓発の強化
- 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

新型インフルエンザ発生前の準備

1 危機管理体制の確認

各事業者は、各職場で必要に応じ、新型インフルエンザ対策の準備、発生時対応のため、事業者・職場の最高責任者、専属産業医のいる場合には産業医を含めた対策本部や実際の新型インフルエンザ対策にあたる作業班、緊急時における豊島区の保健福祉部局、医療機関等との連絡体制や職場内の連絡網等の危機管理体制を確認する。なお、専属産業医がいない職場や選任していないところでは、新型インフルエンザ対策に関して、選任や地域の産業医に相談し助言等を依頼することを検討する。

2 情報収集及び周知方法の確立

事業者は国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を必要に応じて、厚生労働省・外務省等の政府機関や地方自治体、世界保健機構(WHO)等の国際機関から入手するとともに、事業者団体・関係企業等と適切に情報交換を行なう。また、得られた情報を必要に応じて各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と合わせて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

3 新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また、1回の感染流行の波は約2か月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。各職場において、従業員の罹患や家族の罹患による看病等で、一時的に、相当数の従業員等が勤務できないことも想定される。

事業者は、従業員が勤務できない場合に備えて、関係事業者等を含めて業務体制に関し、事業の性格に応じた検討を行ない必要な対策を講じる。

<参考>

米国の職業安全管理局のガイダンスでは、流行ピーク時の欠勤率を40%と想定

4 従業員等への感染予防のための事業者・職場の事前措置

新型インフルエンザ発生前に、事業者は従業員等の間で感染拡大を防止する意識を高めるために、あらかじめ職場において次の措置を行なう。

○手洗いの励行

○従業員等に感染予防策や健康状況の自己把握に努めるように、健康教育を行なう

○従業員等の海外渡航にかかる情報について把握する仕組みを構築する(外務省の渡航情報発出以降)

○可能であれば、次のような感染拡大の防止のために業務形態について検討しておく。
在宅勤務で可能な業務の有無、電話会議やビデオ会議の利用、ラッシュ時の通勤・公共交通機関の利用回避

5 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生は、マスク等の予防物品の買い占め等による、物品の不足が予想されるため、各職場で必要となる物品をあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

○マスク・・・8ページ(「咳エチケット」)参照

○手袋

- ・患者発生後の職場における、消毒作業や環境整備の際に使用する
- ・防水性で使い捨てタイプのものが望ましい

○石鹸及び手指消毒用アルコール

- ・石鹸を用いた手指洗浄を頻繁に行なうことが望ましいが、困難な場合には手指消毒用アルコールを代用として使用する

6 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

社会機能維持に関わる事業者等は業務継続の観点から、必要に応じて業務交代の補助要員の確保などに注意して、新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討を行なう。なお、業務継続の有無は事業者の判断によるが、国等からの勧告や通知等に注意する。

新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられ、1回の波の流行期間は約2か月間続くと考えられている。その期間、機能停止することで区民生活や社会機能が破綻する恐れがある場合に社会機能維持者の対象とする。

治安：治安の悪化により社会秩序が維持できない・・・消防士、警察官、自衛隊員等

ライフライン：最低限の区民（国民）生活が維持できない・・・電気・水道事業者等
国・地方自治体：最低限の区民（国民）生や社会秩序が維持できない
・・・都道府県知事、区市町村長、国家・地方公務員等
最低限の生活維持に必要な情報提供：報道機関、通信事業者等
輸送：鉄道業者、航空運輸業者、水運業者等

また、社会機能維持に携わる事業者等は、その機能破綻が及ぼす社会的影響が大きいため次の検討・確認を行ない、必要に応じて計画等を策定することが望ましい。

- 危機管理体制の確認
- 業務の継続に必要な機能・業務・設備・その他のリソースの検討
 - ・業務継続に必要な部署の特定及びその部署に対する感染予防策の検討（サーベイランス体制、会議のあり方）
 - ・必要な事業及び交代・補助要員確保の検討、勤務形態の検討等
 - ・代替設備の運転等の検討
- マスク等の必要物資の備蓄
- 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例確認時の対応の確認
- その他業務継続のための対策の検討とそれに基づく訓練の実施、対策の見直し

国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

1 情報収集及び周知

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等情報を必要に応じて、国（厚生労働省・外務省等）地方自治体、世界保健機構（WHO）等の国際機関から収集するとともに、事業者団体・関係企業等と情報交換を行なう。また、収集した情報を各事業者の対策等、見直しに役立てる。また、事業者・職場の対応方針と合わせて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

2 職場内での感染拡大予防のための措置

事業者は、職場内での感染予防のために、従業員等に対して次の措置を講じる。

- 従業員等に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるように注意喚起を行なう
- 38 以上の発熱・咳・全身倦怠感等のインフルエンザ様症状がある場合には出社しないように要請
- 自宅待機を要請する場合には、産業医等の意見を聞くことが望ましい

3 海外勤務・海外出張する従業員等への感染予防のための措置

事業者は、海外勤務や海外出張する従業員及びその家族等への感染拡大を予防するため、国：「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成18年10月1日改訂・労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター）等を参考に、職場において次の措置等を講じる。

- 患者発生国・地域に駐在する従業員やその家族等に対して、外務省から発出される

渡航情報（感染症危険情報等）や現地日本国大使館の情報を踏まえて、従業員やその家族、事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する（外務省渡航情報発出以降）。

○外務省の渡航情報（感染症危険情報等）を踏まえて、患者発生国・地域への海外出張をできるかぎり避ける（外務省渡航情報発出以降）。

○患者発生国・地域から帰国した従業員及びその家族等は、国：「検疫ガイドライン」（平成19年3月26日）に従う。新型インフルエンザの様症状を有する場合には、直ちに保健所へ連絡し、保健所は都道府県で指定された医療機関を受診するように指導する。

4 従業員等への予防的措置のための知識啓発

事業者は新型インフルエンザの感染予防のため、国の新型インフルエンザに関する情報に注意して、流行の規模に応じた対応等、従業員等に次の知識について啓発を行なう。

○国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報に注意する。その場合、パニックを起こさず正しい情報に基づいて、適切な判断と行動をとる。

○発生地域におけるマスク・うがい・手洗いを励行する。

○「咳エチケット」を心掛ける・・・8ページ参照。

○不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所等への外出を自粛する

5 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

社会機能維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、あらかじめ策定した計画がある場合には、その計画に沿って必要に応じた業務交代や補助要員の確保等により、新型インフルエンザ流行時の業務運営体制を確保する。なお、業務継続の判断には国からの勧告・通知等に注意する。

社会機能維持に関わる事業者等は、機能破綻により及ぼす社会的影響が大きいことから、次の点を実行することが望まれる。

○適切な情報収集と危機管理体制の発動

○業務維持に向けた設備やその他リソースの確保

・業務継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制強化、対面会議等の自粛）、勤務体制の実施（通勤方法の変更、交代制導入等による外出機会の減少）

・必要に応じた感染拡大時の代替意思決定システムの発動、代替設備運転等

○疑い例が確認された場合の適切な対応

○適切な広報、従業員及び家族等への適切な情報提供

情報収集

1 豊島区（池袋保健所）の情報

ポスターの掲示、広報としま、豊島区ホームページ、発熱専門相談窓口等の準備をしているので、随時確認する必要がある。

2 国の情報

国は直接、情報を提供する場合もあるが、主に地方自治体を通じて行なわれる。インターネットの場合、次のサイトが参考になる。

- ・厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国立感染症研究所：<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・同研究所感染症センター：<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・検疫所：<http://www.forth.go.jp>
- ・外務省「海外安全ホームページ」：<http://anzen.mofa.go.jp>

3 世界の情報

世界保健機構（WHO）のウェブサイトが参考になる。

- ・鳥インフルエンザ：http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- ・インフルエンザ：<http://who.int/csr/disease/influenza/en/>

個人での備蓄物品の例

1 食糧（長期保存可能な物）の例

（1）主食類

米、乾麺類（そば・そうめん・うどん等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、各種調味料、粉ミルク、離乳食 等

（2）その他

レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度及び停電に注意）、インスタントラーメン、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入り飲料 等

2 日用品・医療品の例

（1）常備品

体温計

常備薬（胃薬・痛み止め・その他持病の処方薬）

絆創膏（大・小）

ガーゼ・コットン（滅菌のものと滅菌していないもの）

解熱鎮痛剤（アセトアミノフェン等）

薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入の時に、医師・薬剤師に確認すること

（2）対インフルエンザ対策の物品

マスク

ゴム手袋（破れ難いもの）

水枕・氷枕（頭等の冷却用）

漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）

消毒用アルコール

3 通常の災害時のための物品（あると便利な物）

懐中電灯、乾電池、形態電話充電機、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤（衣類・食器等）・石鹸、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのものとなないもの）、生理用品（女性用）、使い捨てオムツ、ビニール袋（汚染されたごみの密封に使用）

患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

通常の季節性インフルエンザの場合、その感染経路は「飛沫感染」が主であり、他に「接触感染」、さらに特殊な条件のもと（患者のエアロゾル発生措置等）における患者周囲での「空気感染」が考慮されているが、これまでに「飛沫感染」以外の感染経路による感染伝播に関する明確なエビデンスはない。空気感染は、主に特殊な処置を行なった場合の患者周囲等において、その可能性があるということが考えられているが、患者が退出した後の部屋やノロウイルスのように落下したインフルエンザウイルスが埃とともに舞い上がって吸い込まれて感染すること（塵埃感染）は、原則として考慮する必要はないと思われる。

通常のインフルエンザ、新型インフルエンザの感染経路・感染対策に関する詳細は、国：「医療施設における感染ガイドライン」を参照して、これまでのことを踏まえて、次のとおり患者が滞在していた場所に対する環境整備・消毒の方針を示す。公衆衛生関係者には、こうしたことを踏まえて、発病者の家族や関係者に対する指導を実施すること。

(1) 環境整備

床の清掃

有機物に包まれたウイルスの除去を行なうために、患者が滞在した場所の床は濡れたモップ・雑巾による拭き取り清掃を行なう。その場合、洗浄剤を使用するとより効果的である。明らかに患者由来の液体（血液・尿・便・喀痰・唾液等）が存在している箇所は消毒を行なう。

患者が接触した箇所の清掃

患者が頻繁に接触したと考えられる箇所（ドアノブ・トイレ便座・スイッチ・階段の手すり・テーブル・椅子・ベッド柵）についても、濡れタオル・雑巾で拭き取り清掃を行なう。洗浄剤を使用するとより効果的である。パソコン・電話・FAX等の電子機器類等、水分が入ることによって故障の可能性があるものは、アルコール製剤による消毒を行なう。

壁・天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合は、清掃の必要はない。患者由来の液体が付着している場合は、当該箇所を広めに消毒する。

食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは、通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の液体が付着し洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80℃で10分間）を実施する方法もある。

物品

患者が使用していた物品は、適宜、拭き取り清掃を行なう。

(2) 消毒

消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液またはイソプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤を用いて行なう。

次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は0.05 w/v% (500 ~ 5,000 ppm) の溶液を用いる。30分間の浸漬または消毒液を浸したタオル・雑巾等による拭き取り消毒を行なう。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため実施しないこと。

イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70 v/v% イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行なう。消毒液を十分に浸したタオル(ペーパータオル等)、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行なう。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

(3) 環境整備の際に着用すべきもの

清掃・消毒等の環境整備を行なう場合に、実施者はマスク(原則的には「サージカルマスク」)、ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、丈夫で水を通さない素材のものを使用する。

(4) 手指衛生について

清掃整備後、または消毒後には手袋を外した後に流水・石鹸による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生は、あらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前・後、排便・排尿後にも手指衛生を実施すること。また、患者発生後、地域において新型インフルエンザの流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。

豊島区新型インフルエンザ対策行動計画【概要版】
国：新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）より抜粋
個人及び一般家庭・コミュニティ・区における感染対策に関するガイドライン
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

平成19年5月発行

< 編集・発行 >

豊島区池袋保健健康推進課

電話 03 - 3987 - 4172（直通）